

平成 2 9 年 度

第 3 回 柏市地域包括支援センター運営協議会

目 次

- | | |
|---|-------|
| 1. 平成 3 0 年度柏市地域包括支援センターの
運営について | … 1 |
| 2. 柏市地域包括支援センター事業評価につい
て | … 7 |
| 3. 介護予防支援及び総合事業に係るケアマネ
ジメント業務の委託について | … 1 3 |

柏 市

平成 3 0 年 2 月 1 4 日（水）午後 1 時 3 0 分より
ウェルネス柏 4 階大会議室

1 平成30年度 柏市地域包括支援センター 業務について

地域包括支援センター業務の委託

1 地域包括支援センター運営方針(施行規則第140条の67の2)

市町村は、包括的支援事業を一括して委託する場合は、次の内容を勘案して実施方針を示すものとする。

- ① 市の地域包括ケアシステムの構築方針
- ② センターの区域ごとのニーズに応じた重点業務の方針
- ③ 介護、医療、民生委員・ボランティア等とのネットワーク構築方針
- ④ 第1号介護予防支援事業の実施方針
- ⑤ 介護支援専門員に対する支援・指導の実施方針
- ⑥ 地域ケア会議の運営方針
- ⑦ 市との連携方針
- ⑧ 公正性及び中立性確保のための方針
- ⑨ その他運営協議会が必要と判断した方針

2 地域包括支援センター業務委託契約書及び仕様書

- ① 組織体制及び事業費
- ② 主な事業内容

平成30年度 柏市地域包括支援センター運営方針要約

1 基本的運営方針

(1) 地域包括ケアシステムの構築

- ・多職種による在宅医療・介護の連携の推進
- ・「フレイル予防プロジェクト」による地域での健康づくり
- ・「支え合い会議」を通じた地域での生活支援体制整備

(2) 地域包括支援ネットワークの構築

- ・地域包括ケア＝包括的支援業務の基盤としての地域ネットワーク

(3) 介護予防施策の推進

- ・フレイルの概念に基づいた効果的な取り組みの実施
- ・地域住民による主体的なフレイル予防活動への支援

(4) 公正性・中立性の確保

- ・公共的業務としての公正性・中立性の確保

平成30年度 柏市地域包括支援センター運営方針要約

2 地域包括支援センター業務実施方針

(1) 介護予防ケアマネジメント

- ・自立支援のための各種サービス利用調整

(2) 総合相談支援

- ・地域におけるワンストップサービス拠点機能

(3) 権利擁護

- ・権利侵害に対する積極的な介入と支援

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援

- ・地域でのケアマネジメント能力の向上

(5) 認知症施策の推進

- ・認知症地域支援推進員を中心とした効果的な実施

(6) 地域ケア会議

- ・個別事例の解決とその地域課題等の検討

平成30年度 柏市地域包括支援センター運営方針要約

3 区域ごとの重点事業

- ・地域のニーズ・課題を反映した事業計画の作成

4 市及びセンター間の連携

(1) 地域包括支援センター長会議

(2) 専門職連携会議

- ・医療職会議
- ・社会福祉士会議
- ・主任ケアマネ会議
- ・介護予防個別会議
- ・認知症地域支援推進員会議

(3) 地域包括支援センター連携会議

地域包括支援センターの職員配置

1 常勤職員

資 格	高齢者人口（人）	職員数（人）
・保健師（看護師） ・社会福祉士等 ・主任介護支援専門員	6,000 ～ 7,999	5
	8,000 ～ 11,999	6
	12,000 ～ 16,000	7

2 非常勤職員

資 格	職員数（人）
・保健師（看護師） ・社会福祉士等 ・介護支援専門員	介護予防プラン数に応じた必要人数 （1人当たり25件※）

※ 常勤職員は1人当たり5～10件を担当。

平成30年度 地域包括支援センターの実施体制

センター	委託先	職員体制(人)			高齢者人口 (人) H29.10.1	高齢化率 (%)
		常勤	非常勤	計		
柏北部	(福)真和会	7	5	12	14,400	23.1
北 柏	(公財)柏市医療公社	5	2	7	6,980	29.0
北柏第2	(公財)柏市医療公社	6	2	8	8,673	27.4
柏西口	(福)豊珠会	6	4	10	8,040	26.3
柏西口第2	(福)豊珠会	5	2	7	6,928	19.4
柏東口	(福)生活クラブ	6	3	9	9,147	21.9
柏東口第2	(株)日本生科学研究所	5	1	6	7,211	22.9
光ヶ丘	(医)昌擁会	6	3	9	10,880	26.9
柏南部	(医)昌擁会	6	1	7	11,951	28.9
柏南部第2	(株)アースサポート	5	1	6	7,186	29.6
沼 南	(福)柏市社会福祉協議会	7	2	9	13,571	25.8

※ 非常勤職員はケアマネジメント業務を中心とした非常勤職員の人数。

平成30年度 地域包括支援センターの委託料基準

1 委託料の内訳

区 分			内 容
運営費 (A)	人件費 (精算あり)	常 勤	給料, 手当, 社会保険料, 退職手当引当等
		非常勤	1, 335千円／人(保険料含む)
	事 務 費		高齢者人口に応じて, 3, 900～4, 100千円
	施設賃借料等		家賃・駐車場等の実額
予防プラン報酬額(精算あり・B)			1年間の直営プランの収入額
包括的支援事業委託額(A－B)			センター運営費から介護予防支援等にかかる報酬額を控除した額

2 第1号介護予防支援事業費(介護予防ケアマネジメント)

第1号介護予防支援事業の実績に応じ, 国保連を通じて審査支払い。

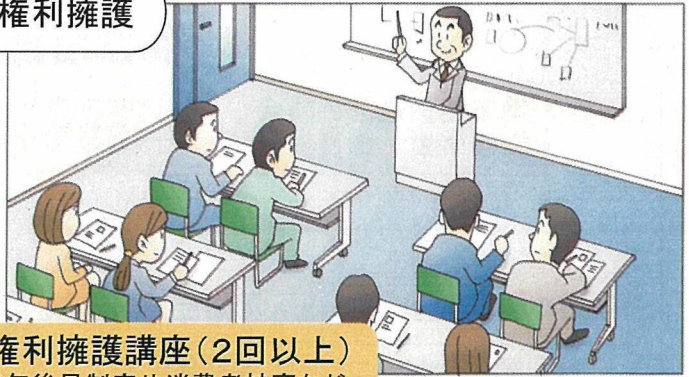
平成30年度 地域包括支援センターの主な事業 ①

総合相談



地域ネットワーク会議(2回以上)
地域の関係者が集まり、顔の見える関係づくりと地域課題の解決方策等を協議。

権利擁護



権利擁護講座(2回以上)
成年後見制度や消費者被害など、いざという時のための講座を開催。

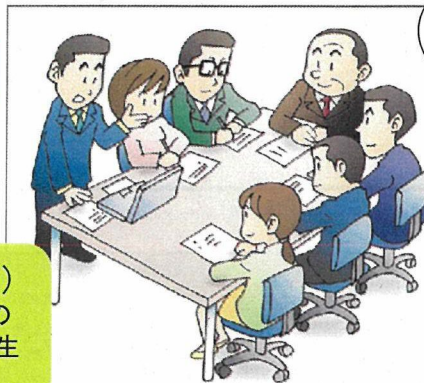
新

土曜日の窓口開設



地域ケア個別会議(4回以上)
医療介護の専門職や民生委員などの地域関係者を含め、高齢者が在宅で生活していける支援方策を検討。

包括的・継続的ケアマネジメント



このほかに、「地域包括ケア地区別研修会(2回以上)」や「事例検討会(1回以上)」を開催。
市が開催する「介護予防個別会議」への参加(1包括センター当たり年5~6回)

平成30年度 地域包括支援センターの主な事業 ②

認知症総合事業



認知症相談窓口(月1回)
認知症の人又はその家族に対し、医療・介護等に関する専門相談。

認知症カフェ・交流会(2回以上)

認知症の人の地域のつながりや介護者の介護負担を軽減する場を開催。

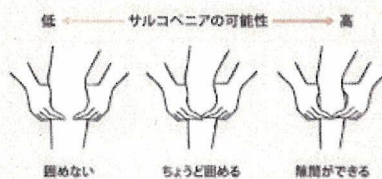


このほかに、「認知症サポーターオープン講座(1回以上)」やオレンジフレンズ及びキャラバンメイトの「交流会(1回以上)」を開催し普及啓発を図る。



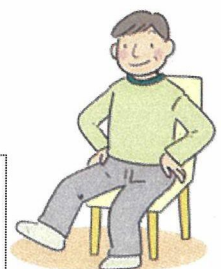
徘徊模擬訓練(1回以上)
地域の関係者と連携して、徘徊高齢者に対する声かけ訓練。

一般介護予防



介護予防教室(6回以上)
フレイル予防の概念に基づく教室・講座を開催。

このほかに、地域の介護予防活動の情報提供(フレイル予防活動マップの作成等)により、住民主体の活動を支援。



地域包括支援センター所管課による支援体制

福祉活動推進課

職員体制	21人
保健師	6人
社会福祉士	2人
社福主事	3人
PT・OT	2人

- ・ 地域包括運営協議会
- ・ 評価事業・職員研修

包括支援担当

権利擁護担当

権利擁護ネット
ワーク会議

認知症担当

認知症まち
づくり会議

包括的継続的支援
第1号予防支援担当

介護支援専門員
協議会

介護予防担当

フレイル予防PJ
推進委員会

・ 連携会議

地区担当が各包括センターの
運営状況を把握、連携

・ センター長会議

・ 専門職会議

医療・社福士・主任ケアマネ・
認知症推進員ごとの会議
介護予防個別会議

地域包括
支援センター

地域包括
支援センター

地域包括
支援センター

地域包括
支援センター

2 地域包括支援センター 運営事業評価について

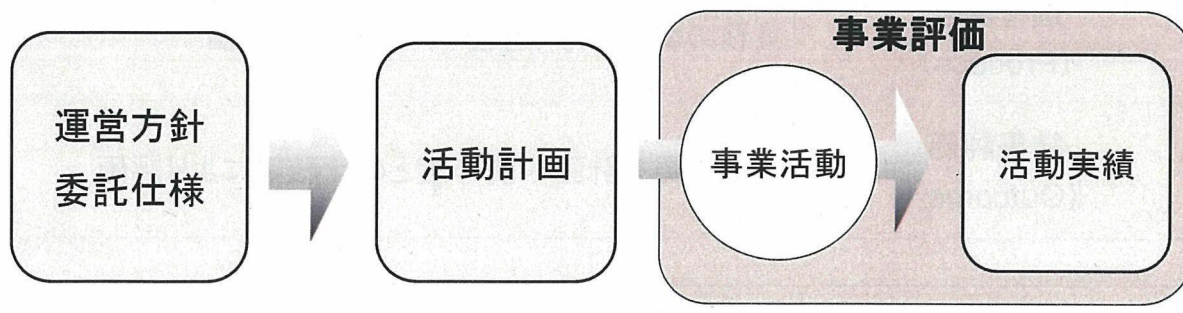
評価の目的

〈 介護保険法 第115条の46 〉

地域包括支援センターの事業評価 ⇒ 努力義務

地域包括支援センターの設置者は、自らその実施する事業の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、その実施する事業の質の向上に努めなければならない。（第4項）

市町村は、定期的に、地域包括支援センターにおける事業の実施状況について、点検を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、次条第一項の方針の変更その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。（第9項）



地域包括支援センター運営事業評価

- 1 対象
市内の地域包括支援センター 9 か所
※北柏第 2 及び柏西口第 2 包括センターを除く
- 2 評価期間
平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで
- 3 評価方法
(1) 地域包括支援センターによる自己評価
(2) ヒアリングに基づく行政評価
(3) 利用者・関係機関等へのアンケート調査
- 4 評価結果の公表
柏市地域包括支援センター運営協議会へ報告した後
にホームページにて公表

評価の内容

(1) 評価基準

評価項目ごとに定める評価の指標をもとに、段階的に評価する。

評価の視点	
構造評価 (Structure)	センター組織の人員等の実施体制
過程評価 (Process)	業務の結果でなく過程(やり方等)を評価
結果評価 (Outcome)	活動成果を計画や前年度との比較等により評価

評価の内容

(2) 評価項目

項目	内容
運営体制	活動計画, 職員配置, 設備
総合相談支援業務	相談対応, ネットワーク構築
権利擁護業務	普及啓発, 成年後見制度の活用, 高齢者虐待の対応, 消費者被害防止
包括的・継続的マネジメント支援業務	介護支援専門員への支援, 地域課題の解決
認知症総合支援事業	普及啓発, 家族支援, 見守り体制構築
介護予防ケアマネジメント業務 指定介護予防支援業務	適切な業務の実施, 公正・中立性の確保
一般介護予防事業	普及啓発, 介護予防教室, 地域の活動支援

自己評価

地域包括支援センターの職員が自分たちの業務を協議して評価する。

自己評価のねらい

- 振り返りの機会の創出
- 課題の発見・共有
- チームアプローチの向上



行政評価

地域包括支援センターの自己評価をもとにヒアリングによる行政評価を行う。



ヒアリング調査のねらい

- 実態（設備・書類等）の確認
- 方針の共有，要望・意見の聴取
- 評価レベルの均一化

アンケート調査

地域包括支援センターの利用者，関係者を対象にアンケート調査を実施。

アンケート対象

利用者・民生委員・ケアマネジャー
病院MSW・医師・歯科医師・薬剤師

アンケート調査のねらい

- 関係者の意見（満足度等）の聴取
- 評価に対する客観性の確保
- 業務改善の手がかり



評価事業の流れ

①計画を立てる

- 年間活動計画作成

②実施する

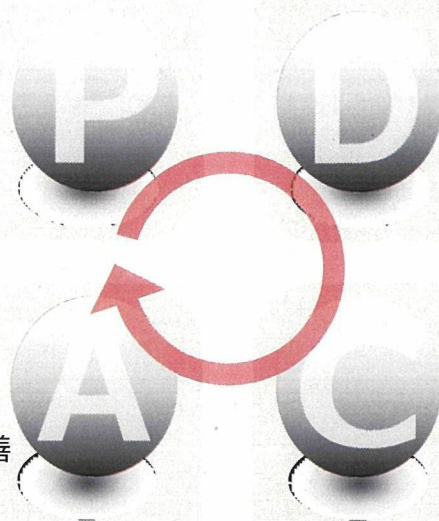
- 活動計画に基づき運営

- 評価結果の分析
- 改善方法の検討
- 計画の変更・見直し
- サービスの向上・改善

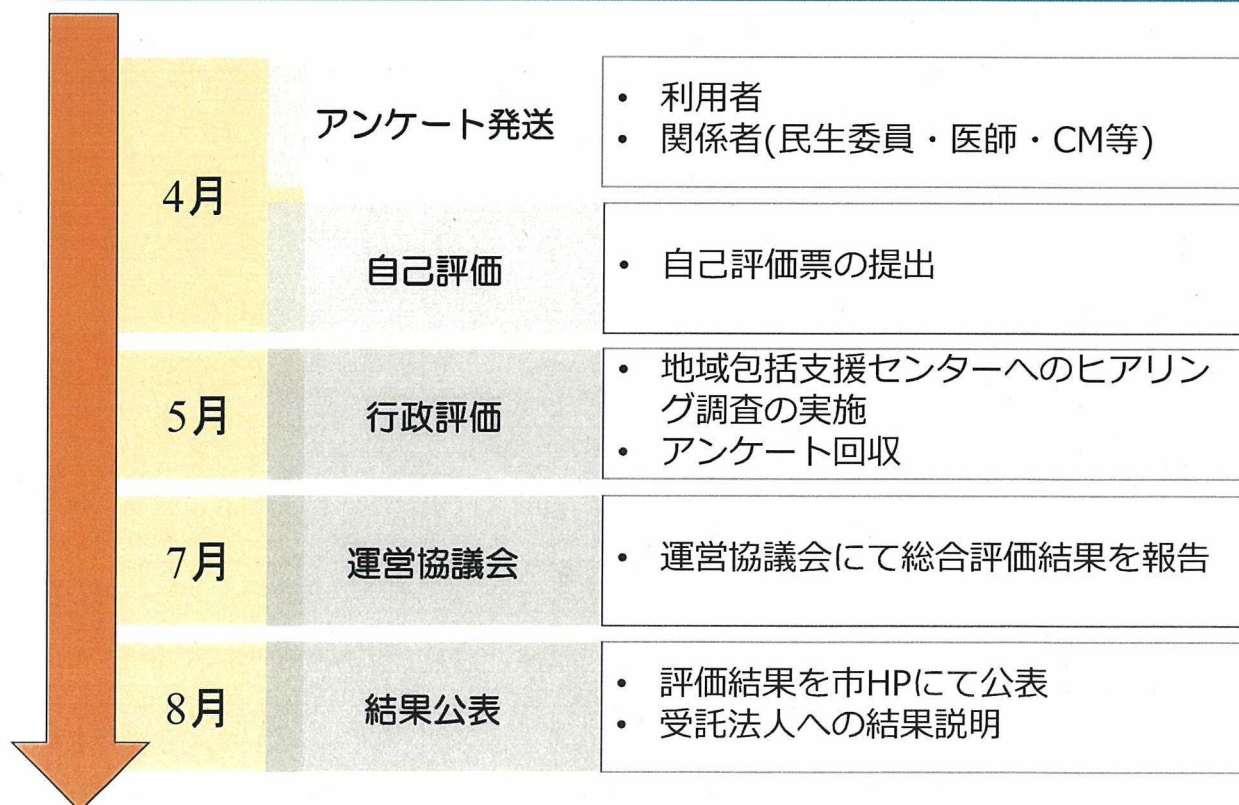
- 自己評価
- 訪問調査&ヒアリング
- 運営協議会へ報告

④改善する

③チェックする



評価スケジュール



3 介護予防支援及び総合事業に係るケアマネジメント業務の委託について

(1) 新規委託事業者の可否について

(「介護予防支援業務委託指針」に則り、委託の可否を判定する。)

①事業所名：居宅介護支援事業所 ハーベスト

所在地：千葉県柏市南柏1-2-7プラザビル501号

②事業所名：木下の介護 柏

所在地：千葉県柏市柏557-1

③事業所名：介護のタイヨー常盤平店

所在地：千葉県松戸市常盤平6-3-3

④事業所名：めいとあびこ居宅介護支援事業所

所在地：千葉県我孫子市布佐2195-2

⑤事業所名：ケアプランゆかり

所在地：千葉県柏市大青田1604-1

(2) 遠隔地居住者にかかる委託事業者の了承について

①事業所名：西水元花の家居宅介護支援事業所

所在地：東京都葛飾区西水元6-6-11

委託理由：本人の長男，長女，次男が4ヶ月ごとに本人を引き取り介護している。次男が葛飾区在住であり，デイサービスを利用希望しているため。